

会 議 録

1 会議名

平成29年度第7回大島区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 報告

① 要援護世帯除雪費助成の状況について（公開）

(2) 協議

① 大島区地域活動支援事業に係る採択方針と審査等について（公開）

② 地域協議会が必要と認めて審議する事項について（公開）

(3) その他

① 出張地域協議会意見交換会での質疑応答について（公開）

② 第8回地域協議会の開催日について（公開）

3 開催日時

平成29年12月14日（木）午後2時00分から午後3時26分まで

4 開催場所

大島地区公民館3階 大会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：飯田國男、石塚総子、内山愛治、高橋和夫、高橋光成、武江一義、中村朝彦、早川丈夫、丸田新一、丸田新一、本山啓市、吉原忠正

・事務局：大島区総合事務所 古田所長、武田市民生活・福祉グループ長、横尾主任
浦川原区総合事務所 山崎産業グループ長、小林建設グループ長

（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容

【古田所長】

・会議の開会を宣言

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・本日の会議録の確認は、委員番号4番の高橋和夫委員にお願いします。

1 挨拶

【中村会長】

挨拶

【中村会長】

- ・2報告 (1) 要援護世帯除雪費助成の状況について事務局より説明を求める。

【武田G長】

- ・資料No. 1により説明

【中村会長】

- ・このことについて、質問等はあるか。

【吉原委員】

- ・一戸建ての場合、家の周囲を除雪するとなると大変な金額になる場合がある。予算的には裏付けがあるのか。

【武田G長】

- ・一冬の一世帯への助成限度額が65,600円と設定されており、これに基づき予算計上されている。
- ・加えて説明すると、平成22年に意見書を提出した時は、保倉地区の限度額は41,000円であった。多雪地帯とそれ以外の地帯ということで区別され、保倉地区は41,000円であったが、大島区地域協議会からの意見書をきっかけに大島区は全て多雪地帯となり、限度額は65,600円となった。
- ・その他、災害救助法が適用されるほどの降雪になると、14万円程度まで限度額が引き上げられることになっている。

【中村会長】

- ・ほかに質問はあるか。よろしいか。

(質問なし)

【中村会長】

- ・3協議 (1) 大島区地域活動支援事業に係る採択方針と審査等について事務局より説明を求める。

【古田所長】

- ・資料N o. 2により説明

【中村会長】

- ・今回の会議で色々な提案や協議をしていただき、その上で1月の地域協議会で最終的に決定したい。皆さんから活発なご意見をいただきたい。

【丸田委員（委員番号10番）】

- ・募集要項の「同一事業に対する補助は3回までとする」ことについては、以前から協議しているが、3回までとは言わず、良い事業であれば継続補助しても良いのではないかと。
- ・藤尾町内会の提案した雪原棚田アートとLED雪蛍事業なども3回で打ち切ってしまうと事業を継続できないと思われるので、検討していただければと思う。

【高橋光成委員】

- ・小さな集落や町内会であると、事業資金をつくることは大変である。活性化を図るうえでも、士気を高めるためにも、地域活動支援事業の補助は継続していくべきである。

【本山委員】

- ・継続する事業数が多くなった場合、どのような対処をするか考えていかなければならない。運営費を補助する事業が増えた場合、新規事業の採択ができなくなるという弊害が出てくるのではないかと。

【高橋光成委員】

- ・地域活動支援事業として採択すべきかどうかの決定権は、地域協議会にある。その中で、しっかりと決めることで問題が無いのではないかと。

【本山委員】

- ・採択する時点で、ある程度の内規または目安というものが必要だと思う。

【古田所長】

- ・事例ということではないが、他区の採択要件では、継続事業の場合における補助率を2回目は10%カット、3回目は20%カットというような取り決めをしているところもある。それらを参考にいただければと思う。

【石塚委員】

- ・3回までとすることを支持している。確かに良い事業はたくさん出てきているが、

例年、同じ団体や提案事業に補助するのではなく、色々な団体から応募して活用いただくことが大事であると思っている。

- ・私たちが審査をするので、調整できると言えばできるであろうが、同じ団体を続けることはいかがと思う。

【吉原委員】

- ・問題は新しい発想をどういうふうに出してもらうか。
- ・同じ団体等に補助が偏りすぎないようにしなければならない。

【丸田委員（委員番号10番）】

- ・3回という文言をいれなくて良いと思う。提案事業の中から協議しながら採択すれば良いわけである。

【中村会長】

- ・これまでの経過と私の考えを述べさせていただく。
- ・一つの団体が連続して、地域活動支援事業を活用するという問題は、この事業が始まって以降、早い段階で出たものであり、当時の地域協議会で審議した結果、現在のかたちになった。
- ・地域協議会での審議に先立ち、まちづくり振興会長、4地区の振興協議会長、町内会長連絡協議会長と意見交換する中で、3年以上の継続補助が問題視されたことから、それを反映した経過がある。
- ・規定の3年の枠を外して団体や町内会が行う事業について、今の100%に近い補助を続けていく場合、基本的に交通整理ができなくなることを恐れている。
- ・もし、それを延長するのであれば、補助率を下げるなどの新たなルールをつくらないと、色々問題が出てくると思われる。
- ・一定のルールなしに3年の規定を外すと言ったとき、はたしてどういったことが起きるかということを考えた上で最終的に決定していただきたい。実際問題として、審査はできるとは言っても一度採択したものを次の年に落とすということは難しいと思う。

【高橋光成委員】

- ・そうであれば、あくまでも新規事業を優先とする、あるいは3回までの事業を優先するという事の中で、3回目以降の事業は一律に落とすということではない、というような内規や付帯事項を作ったら良いのではないかと。

【中村会長】

- ・ 3回以内の事業を優先するということか。

【高橋光成委員】

- ・ 新規あるいは3回までの事業について優先する。但し、4回以降も提案は可能で、ただし、採択するかしないかは、地域協議会で決定するというを示せば良いのではないか。

【本山委員】

- ・ 本来、地域が主体的に行う取組であり、それを市の補助金に全てを頼る運営方法はおかしく、何の発展にもつながらないと思われる。何のためにやっているのかを主催する方々がしっかりと考えない限り、発展も何もない気がする。そのようなことを考えながら、新規の事業にも拡大するように考えていかなければならないと思う。

【高橋光成委員】

- ・ 資材等だけを対象とするのかも決めなければならない。

【早川委員】

- ・ 今後、多くの事業が少しでも長続きできる方向で、できれば良いと思っている一人である。色々なご意見もあるであろうが、皆さんの知恵を出し合いながら、3回目以降の事業を駄目だということではなく、新たなルールを設けた中での進め方が良いのではないかとと思っている。

【飯田委員】

- ・ この問題は、まず原点に戻っていただき考えたい。この地域活動支援事業は、現市長の公約に基づき実施されている制度である。この制度が無くなった場合にどうするのか、それでやめてしまうのか考えるべきである。

【吉原委員】

- ・ 4つの地区に振興協議会というものがあるため、そこが経常的なものをある程度負担することで、維持することが可能になるとと思われる。

【中村会長】

- ・ ひととおりの意見が出たようであるため、次回までに今一度考えてきていただいて、この件についての協議はここまでとしたいが、事務局から何かあるか。

【古田所長】

- ・ 必要であれば、以前と同様に1ペーパーをお渡しするので、それに皆さんのご意見

をまとめていただき、事務局で集計するという方法もある。

- ・また、内規だけで対応していく考え方はいかがと考える。募集要項を見た中で3年未満のものを優先するなど、市民にもはっきり見えるようにすべきである。
- ・それが不透明であると不採択の理由も見えず、色々なトラブルのもとになるので、きちんと要項の中で定めていただければと考える。

【中村会長】

- ・只今の事務局の話もあるので、例年どおり、アンケート形式のものを1月にお願いする。それをまとめていただいた上で、審議したいと思う。
- ・また、内規の議論についても、もし新しい方向が決定されれば、それは要項の中に盛り込むというかたちで審議を進めたい。よろしくお願ひしたい。具体的な話も色々出たので、次回で決めたいと思う。
- ・3回までの規定のほかに、補助金額について皆さんのご意見はどうか。私は100万円という金額は外せば良いと思っている。
- ・大島区では最初は10万円から100万円と募集要項に定めていた。
- ・その後、10万円の定めを外すことにより、小額でも地域の活性化につながる事業が提案されたことから、補助金額を必ずしも決めるというのは、必要ないと思っている。

【丸田委員（委員番号10番）】

- ・補助の年数や金額は要項に入れる必要がなく、実際に審議の中で決めれば良いのである。したがって文言を入れない方が良い。提案されたものを審議して、良いものは採択することが一番ベターなやり方だと思っている。

【吉原委員】

- ・100万円にしたというのは、数多くの発想を促すためのもので100万円というのは妥当だと思う。

【中村会長】

- ・ほかにあるか。
- ・この件についてもアンケートでお願いしたい。
- ・次に、大島地区の意見交換会で話のあった、市の補助事業があるものについても地域活動支援事業の補助対象にできないか。ということについて、皆さんご意見はあるか。

【高橋光成委員】

- ・この話は前にも議論されたと思われる。

【中村会長】

- ・何年か前にも出たと思われるが、今回の意見は、街灯のLED化の件であると思われる。市の補助事業があるわけだが、確か、補助率が50%くらいだったかと思う。

【古田所長】

- ・1基あたり3分の1または上限1万円である。

【中村会長】

- ・地域活動支援事業を活用したほうが補助率が良いため、使いたいという意見であると思われる。
- ・これについては、市のLED化の補助制度が決まった後、大浦安の地域協議会長が協議をして、市に制度のある事業について、地域活動支援事業を活用することは公平性が欠けることから、その後、地域から要望があがっても見送ってきたものである。
- ・1つの事業を行うにあたり、2種類の補助金を活用することは補助金の制度に反するため、今のかたちになったところと聞いている。
- ・もし、これを解除して採択できることにするのであれば、限られた予算配分額の中で審査を行う必要があるため、公平性など、果たして問題にならないか。
- ・市の補助が2種類あるというのは良くないからという考え方は、私は良いと思っているが皆さんはどう思われるか。

【高橋光成委員】

- ・安塚区や浦川原区も同一の考え方で採択を決めてきたのか。

【中村会長】

- ・その当時はそういうふう決めてきたと思われる。

【高橋光成委員】

- ・現在も、安塚区や浦川原区では、その方針は変わらずか。

【中村会長】

- ・その点については、わからないが、その当時はそう決めたそうである。前会長の話であるが、その後、他区も委員が替わっており、ルールを変えたかもしれない。

【古田所長】

- ・他区の事例で言えば、LED化に関しては13区ではほとんど、それを認めたものはないと思われる。合併前上越市の15区では、提案件数が少ないこともあったかもしれないが、それを認めてやっているところもある。

【丸田委員（委員番号10番）】

- ・大島区でもLED化事業を採択したことはあったが、それは市の補助金が無かった時である。その後、市の補助金できた後は、申請があっても採択していない。

【飯田委員】

- ・市のLED化の補助制度が設置された後に提案された団体は、前人が採択されたのに、なぜ採択されないのか、ということになった。しかし、経緯を聞き取り下げることになった。2つの補助事業があるということは良くないと思う。

【古田所長】

- ・これまでの3つの項目に関して、再度皆さんの意見を確認後、一覧表になれば皆さんも最終決定しやすいかと思う。アンケートをするということで、事務局として進めさせていただく。

【中村会長】

- ・アンケート回答の際、他にも今日の会議では発言はなかったが、こうした方が良いのではないかという意見があったら記入いただきたい。
- ・（1）大島区地域活動支援事業に係る採択方針と審査等について、今日の協議は終了する。結論は次回に持ち越すことにする。
- ・次、（2）地域協議会が必要と認めて審議する事項について、早川委員から提案書が提出されている。関係するので、その他（1）出張地域協議会意見交換会での質疑応答について、一緒に協議することにする。その他（1）出張地域協議会意見交換会での質疑応答について事務局より説明を求める。

【古田所長】

- ・資料No. 4により説明

【中村会長】

- ・引き続き、提案書について早川委員より説明を求める。

【早川委員】

- ・資料No. 3により説明

【中村会長】

- ・出張地域協議会意見交換会での質疑応答及び早川委員の審議の提案について、皆さんから審議していただきたい。

【高橋光成委員】

- ・提案内容の1, 2ともに賛成である。
- ・市道や施設等の改修工事の要望は、地区協議会を通じて提出されているが、これまで経費の少ないものは、採択されて工事が完了している。
- ・残された案件は、費用等の問題から先送りになっているが、中には人命に係わる案件もあるため、地域協議会で検討した中で意見書を提出することも必要なことではないかと思っている。
- ・また要望については、回答書が提出されているが、総合事務所の中で許される範囲で具体的に回答していただければありがたいと思う。以前に実行計画書に載らない要望の案件が進まないという説明を受けた記憶があるが、それに載せるためにはどうすれば良いのか、親切丁寧にご指導いただけるとありがたいと思っている。

【中村会長】

- ・ほかに何か皆さんご意見はないか。

【丸田委員（委員番号10番）】

- ・ほくほく大島駅ホームの屋根について、電車の止まる位置を変えてもらう方法もあるのではないか。

【武田G長】

- ・開通当初に、同様の声があったため、北越急行(株)に直接確認した経緯がある。屋根に合わせて停車すると、車両がホームからはみ出て停車することになり、ホームのない所に車両を停車することは法令違反になることから、出来かねる旨の回答をいただいたことがある。

【石塚委員】

- ・提案内容の1については賛成である。利便性を求めるというのではなく、命の危険があるということで安全のために、こういう過疎の所を見捨てないでいただきたいということで、強く訴えていきたいと思う。
- ・提案内容の2について、駅のホームは北越急行(株)の持ち物ということであるが、意見書を提出することにより、市から北越急行(株)に働きかけていくということか。

【古田所長】

- ・上越市も株主の一員であり、経営状況等を把握する中で、対応が難しい部分もあるかと思うが、やはり地域協議会などから意見書が提出されれば、株主などの会議の中で出していくようになるものと思う。

【高橋光成委員】

- ・上り線で屋根のかからない駅舎は、ほくほく大島駅だけか。

【古田所長】

- ・電車がすれ違いきない駅は全部であり、近辺ではうらがわら駅、大池いこいの森駅である。すれ違いきる駅のホームは、最低限2両分の屋根がかかっている状況である。
- ・意見書については、大島区だけで提出するのではなく、浦川原区などとも連携しながら行う方法もあろうかと思う。

【中村会長】

- ・他に早川委員の提案以外にも含めて、皆さんご意見はあるか。
- ・この早川委員の提案について、地域協議会で審議することに決めてよろしいか。

(賛成の声)

【中村会長】

- ・早川委員の提案について、自主的審議事項として審議をすることにする。
- ・具体的な審議は1月の会議からとする。
- ・続いて、その他(2)第8回地域協議会の開催日についてであるが、その前に私の方から、本日お配りした会議録についてお話させていただく。
- ・先月21日、上越文化会館で地域協議会の会長会議が行われ、その時の会議録である。自主的審議事項の活性化に向けて意見交換が行われたが、活発に取り組んでいるところの報告や、あるいは会長または地域協議会による違いなど、色々な意見があり、興味深く聴かせていただいた。
- ・後程、お帰りになってからお読みいただき、何かあったら、次回の会議で発言していただくなり、私にお問い合わせいただければと思う。
- ・(2)第8回地域協議会の開催日について
- ・次回の地域協議会については、1月17日または18日の開催としたい。事務局から調べていただいたが、17日の午前中にわかば地区の農家組合長会議が行われるようである。18日は特に重なる会議等はないようである。皆さんいかがか。

- ・特にご意見がなければ、18日で決めさせていただいてよろしいか。

(賛成の声)

- ・次回の地域協議会は、1月18日木曜日14時00分から、会場は大島コミュニティプラザということで決めさせていただく。

【古田所長】

- ・その他で、小林G長から報告がある。

【小林G長】

- ・先回の協議会で市道の除雪計画について説明させていただき、凍結防止剤の散布箇所についてご質問をいただいた。その際、明確な回答ができなかったため、今回、報告させていただく。大島区内では、上達細野線、下向線、小高岩線、達中央線、棚岡線の5路線を中心に凍結防止剤の散布をすることになっている。
- ・先回の協議会で、梨ノ木線の入り口における散布についてご要望をいただいたが、今冬は、この箇所を試験的に散布することとした。これまでも説明したように、凍結防止剤を散布する車両は、大島区、浦川原区、安塚区の範囲の中で1台しかないことから、作業の実施箇所あるいは車両に積載できる薬剤の量などの制約がある。この点を検証しながら効果的に作業を実施したいと考えている。
- ・除雪に関してもう1点、ご報告させていただく。先月21日の昼に国道253号の六之橋で走行中のカーキャリアーが事故を起こし、9時間以上にも及ぶ通行止めになった。
- ・この事故をきっかけとし、国道253号の大平から浦川原区虫川の間で通行不能となった場合に、緊急車両や大型車両が通行できる状況を容易に整備することを目的として、大平集落から上達集落を通り安塚区の細野集落につながっている市道東頸城幹線について不定期ではあるが、上達集落で積雪が概ね50cm程度になったら除雪を行うことにした。
- ・この点については、既に関係する町内会長に説明済みである。なお、この除雪により、一般車両が通行できるという状況にはならないことはご理解いただきたい。

【中村会長】

- ・除雪は行うが、一般車両は通行できないということか。

【小林G長】

- ・あくまでも、目的としては緊急の時に車両が通れる状況を容易に作り出すために、

除雪を行うものである。

【本山委員】

- ・冬期間は、その状態にしておくということか。

【小林G長】

- ・常に通れる状態ではなく、根雪の状態ですべて除雪をしないと1mとか1m50cmとなり、それだけの雪があると機械が入るだけでも時間がかかってしまう。そういう状態にならないように、多少積もった時には除雪を行い、緊急の時に車両が通れる状況を容易に作りたいということで除雪させていただくものである。

【中村会長】

- ・梨ノ木線について、試験的に凍結防止剤を散布するのはどこからどこまでか。大平集落から上岡橋までの間くらいか。

【小林G長】

- ・そうである。ご要望いただいたところである。

【丸田委員（委員番号9番）】

- ・今回の降雪により、早朝除雪が遅くて通勤、通学に間に合わないという苦情を聞いている。もう少し市道の除雪を早く出動させていただきたい。いつも同じ出動ではなく、大雪の時は相応に対応するよう指導していただきたい。

【小林G長】

- ・承知した。

【中村会長】

- ・ほかにご意見等はあるか。

(意見等なし)

【中村会長】

- ・では、以上をもって第7回大島区地域協議会を閉会とする。

9 問合せ先

大島区総合事務所総務・地域振興グループ TEL : 025-594-3101 (内線 61)

E-mail : oshima-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。